

附属資料

リスクシナリオごとの対応方策

令和3年3月



六ヶ所村

目次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 人命の保護が最大限図られること		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	11
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫	19
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	27
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	35
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	37
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	41
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	47
2-3	自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	51
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	57
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足	61
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	65
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	69
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	71
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	-
3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	75
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	77
4-2	社会経済活動、 サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	79
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	83
4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	85
4-5	食料等の安定供給の停滞	87

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	89
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	93
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	95
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	97
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	99
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	101
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	103
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	105
6-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	107
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	109
7-2	道路開通作業等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	111
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	115
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	117

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅の耐震化> 市民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する制度や有利な融資制度の周知に努めている。		建物所有者が自らの問題として取り組みむことが必要不可欠であることから、耐震改修を促進するため、耐震診断、耐震改修の必要性について普及啓発を行うとともに、その負担軽減のための助成制度などの施策の実施と拡充に努める。
<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の医療施設の耐震化を推進している。		引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、施設耐震化を促す必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。		引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、施設耐震化を促す必要がある。
<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 老朽化施設の計画的な建替えや需要動向を把握しながら新たな村営住宅の建設推進を図っている。		公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす施設であるため、地震等の災害に対する安全性を向上させるための施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、施設耐震化を促す必要がある。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関の協力を得て対応することとしている。		円滑に判定活動を実施するため、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
<文化財の防災対策の推進> 文化財の防災対策の推進は図られていない。		文化財の防災対策について、必要性を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>住宅の耐震化を一層促進するため、耐震診断・耐震改修の負担軽減のための助成制度などの施策を実施する。</p> <p>また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取り組みを推進する。</p>	<p>県 村</p>	<p>住宅耐震化率： 令和2年度 48.1% 令和7年度 100%</p>
	<p>引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、耐震改修や改築の実施を促進する。</p>	<p>県 村 社会福祉法人等</p>	
	<p>公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。</p>	<p>県 村</p>	<p>公営住宅耐震化率： 令和2年度 100% 令和7年度 100%</p>
	<p>利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、耐震補強及び老朽改修などを実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>円滑に建築物や住宅の判定活動を実施するため、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する等、防災対策について検討を行う。</p>	<p>県 村</p>	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、六ヶ所村公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化の取り組みを進めている。		公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識取得を図る必要がある。 さらに公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを推進する必要がある。
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。		定期的な点検や適切な修繕で維持管理に努める必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。		引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。		災害発生時における海路を利用した輸送確保に向けて、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施し、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。		「青森県ため池安全・安心力アップ中期プラン」に基づき県と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。
【市街地の防災対策】		
<都市公園における防災対策> 都市公園は、村民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。		都市公園におけるソーラー照明等の設備の導入を検討するとともに、避難路・避難所サインの整備について、検討を行う必要がある。
<幹線道路の整備> 都市計画道路は未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線街路の整備を推進している。		市街地において災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、国・県と連携を図りながら、幹線道路の整備を実施する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを全庁的に推進する。	村	
	引き続き庁舎等の長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	村	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 村	
	災害発生時の海路による輸送確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、県と連携を図りながら、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。	県 村	
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を図る。	村	
	市街地において災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、幹線道路の整備を実施する。また、まちづくりとの連携や実現性を考慮した段階的な整備方策の検討を行う。	国 県 村	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。</p>		<p>緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険個所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。</p>
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。</p>		<p>必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。</p>
【空き家対策】		
<p><空き家対策></p> <p>大規模災害等による倒壊のおそれがある危険な空き家（特定空き家）の解体を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等を推進している。</p>		<p>倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家の適正管理や利活用促進のためのサポート体制の構築などを行う必要がある。</p>
【防火対策・消防力強化】		
<p><防火意識の普及啓発></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p>
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>		<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>		<p>近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じた消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。</p>
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>		<p>災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	倒壊のおそれ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制の構築などを行う。	県 村	
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 村	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。	県 村 消防本部	
○	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部	
	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	消防本部 村	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策> 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練等の実施に努めている。		石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため指定避難所及び指定緊急避難場所の確保を図っている。		災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
<防災公共の推進> 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画を作成する必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備> 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。		指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を予定している。		名簿の登録情報の更新確認と要配慮者への丁寧な説明及び状況把握を行い要支援者名簿登載を進めていく必要がある。 避難支援者がいない要支援者に対する個別計画の策定を推進する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用> 民生委員に対して要支援者名簿を提供している。		具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外の避難支援者への名簿の提供を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める。	県 村 事業者	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	村	指定避難所： 令和2年度 12箇所
	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 村	
	避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 村 事業者	
	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	村	避難所看板： 令和2年度 12カ所
○	名簿の登録情報の更新確認と未登録者への丁寧な説明を行い、災害発生時の避難支援を確実にするための名簿の登録を進める。また、名簿の作成により避難支援者がいない要支援者を把握し、個別計画の策定を推進する。	村	
	引き続き、民生委員との連携を図っていく。また、具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外に関係する避難支援者への情報提供を図る。	村	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><救急医療情報キットの配付></p> <p>災害時要援護者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付については未実施である。</p>		<p>災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>		<p>自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。</p> <p>また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。</p>
<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしょ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>		<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。</p>
<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。</p>		<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p><地域防災リーダーの育成></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>		<p>地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う必要がある。</p>
<p><事業所における防災訓練の充実></p> <p>事業所への避難計画等の作成支援に努めている。</p>		<p>引き続き事業が行う避難計画等作成支援に努める必要がある。</p> <p>防火管理者未選任事業所については、積極的に指導する必要がある。</p>
<p><安全・安心まちづくり推進協議会の充実></p> <p>防犯・交通安全・福祉の連携した活動が行われている。</p>		<p>災害発生時の応急対策の体制を強化するため引き続き、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付の検討を進める。	村	
○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。	県 村	
○	地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 村	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会の避難訓練等の支援を行う。	村	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う。	村	
	事業所における火災等の被害を軽減するため、消防本部が行う火災予防運動での防火査察及び防火教室等の機会を捉え防火・防災意識の啓発を図る。	消防本部 村 事業者	
	地域諸団体の及び関係機関との連携・協力体制を図るため、引き続き、防災、防犯、交通安全等、安全で安心なまちづくりについての意見交換を通じて、顔の見える関係を構築していく。	村	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】		
<津波防災施設の整備>		
津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。 また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。		防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもことから、引き続き堤防や防潮堤や海岸防災林、湖沼の護岸堤等の整備及び改修を進める必要がある。 また、防波堤や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。
【河川関連施設の耐震化・老朽化対策】		
<河川関連施設の耐震化・老朽化対策>		
地震・津波等による河川関連施設の損傷等の防止対策を行っている。		河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
<防災マップ及び津波避難計画の改訂>		
津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。		防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は適宜更新していく必要がある。
<漁船避難ルールづくりの促進>		
津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。		津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が冲出避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取り組みを促進していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため指定避難所及び指定緊急避難場所の確保を図っている。	○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の指定・協定締結>		
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のための取り組みを行っている。 現在、福祉避難所は2ヶ所を指定している。		大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、施設福祉避難所の拡大に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>現在の施設の状況を踏まえ、防潮堤や海岸防災林、湖沼の護岸堤等の整備を実施する。</p> <p>また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県	
	<p>河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。</p>	県	
	<p>大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。</p> <p>改定した防災マップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。</p>	村	
	<p>漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p>	県 村 漁協	
	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	村	<p>指定避難所： 令和2年度 12箇所</p>
	<p>災害発生時に円滑な福祉難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。</p> <p>また、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	村 事業所	<p>福祉避難所： 令和2年度 2ヶ所</p>

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画を作成する必要がある。</p>
<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、村民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	○	<p>都市公園におけるソーラー照明等の設備の導入を検討するとともに、避難路・避難所サインの整備について、検討を行う必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を予定している。</p>	○	<p>名簿の登録情報の更新確認と要配慮者への丁寧な説明及び状況把握を行い要支援者名簿登載を進めていく必要がある。</p> <p>避難支援者がいない要支援者に対する個別計画の策定を推進する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>民生委員に対して要支援者名簿を提供している。</p>	○	<p>具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外の避難支援者への名簿の提供を図る必要がある。</p>
<p><救急医療情報キットの配付></p> <p>災害時要援護者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付については未実施である。</p>	○	<p>災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	
	<p>避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を図る。</p>	<p>村</p>	
	<p>災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。</p>	<p>村</p>	<p>避難所看板： 令和2年度 12カ所</p>
○	<p>名簿の登録情報の更新確認と未登録者への丁寧な説明を行い、災害発生時の避難支援を確実にするための名簿の登録を進める。また、名簿の作成により避難支援者がいない要支援者を把握し、個別計画の策定を推進する。</p>	<p>村</p>	
	<p>引き続き、民生委員との連携を図っていく。また、具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外に関係する避難支援者への情報提供を図る。</p>	<p>村</p>	
	<p>災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付の検討を進める。</p>	<p>村</p>	

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】		
< 消防力の強化 > 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
< 消防団の充実 > 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。	○	近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。
< 消防団員の安全確保 > 災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。	○	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 災害を伝承する記録・資料の保存・公開 > 過去に起こった大災害映像（H23東日本大震災、H24豪雪）を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保持している。		災害から得られた教訓を次世代へ伝えるため、各課でそれぞれ保存する資料等をとりまとめ一体的に管理する必要がある。
< 自主防災組織の設立・活性化支援 > 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしょ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。
< 防災訓練の推進 > 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	
○	<p>引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	
	<p>災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。</p>	<p>消防本部 村</p>	
	<p>過去に起こった大災害（H23東日本大震災、H24豪雪）を伝承する記録・資料を次世代に伝え続けるため、各課でそれぞれ保存する資料等を取りまとめ一体的に管理する。</p>	<p>村</p>	
○	<p>自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。</p> <p>また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会の避難訓練等の支援を行う。</p>	<p>村</p>	

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>	○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う。	村	

起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

<p>事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等浸水や河川の大規模氾濫</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【河川改修等の治水対策】</p>		
<p><河川改修等の治水対策></p> <p>洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を図っている。</p>		
		<p>計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。</p>
<p>【河川関連施設等の防災対策】</p>		
<p><河川関連施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>地震・津波等による河川関連施設の損傷等の防止対策を行っている。</p>		
○		<p>河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
<p><内水危険箇所の被害防止対策></p> <p>リスクシナリオ追加確認</p>		
		<p>リスクシナリオ追加確認</p>
<p><ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施し、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。</p>		
○		<p>「青森県ため池安全・安心力アップ中期プラン」に基づき県と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。</p>
<p><農業水利施設の防災対策・老朽化対策></p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保存・老朽化対策等を実施している。</p>		
		<p>農業水利施設の状況適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p><海岸保全施設の整備></p> <p>津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。</p> <p>また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>		
		<p>砂浜の浸食が進み高潮等による浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進める必要がある。</p>
<p>【警戒避難体制の整備】</p>		
<p><避難勧告等発令体制の整備></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		
		<p>災害の発生が高まっている場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
<p><避難勧告等の発令基準の見直し></p> <p>村から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。</p>		
		<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	洪水に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県 村	
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県	
	リスクシナリオ追加確認	村	
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、県と連携を図りながら、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。	県 村	
	農業水利施設の状況適切に把握するとともに、機能不全による被害発生を防止するため、計画的に耐震化・老朽化対策を行う必要がある。	県 村	
	砂浜の浸食が進み高潮等による浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進める。	県	
	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。また、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。	県 村	
	国のガイドラインの改定等があった場合は、当村の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	村	

リスクシナリオ		
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、防災メール、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>		<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>		<p>県、市町村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため指定避難所及び指定緊急避難場所の確保を図っている。</p>	○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のための取り組みを行っている。</p> <p>現在、福祉避難所は2ヶ所を指定している。</p>	○	<p>大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、施設福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p>
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画を作成する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に村による訓練等を実施していく。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	<p>村</p>	<p>指定避難所： 令和2年度 12箇所</p>
	<p>災害発生時に円滑な福祉難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。</p> <p>また、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	<p>村 事業所</p>	<p>福祉避難所： 令和2年度 2ヶ所</p>
	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の实情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	

リスクシナリオ		
1-3 異常気象等による広域のかつ長期的な生活地域等浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、村民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	○	都市公園におけるソーラー照明等の設備の導入を検討するとともに、避難路・避難所サインの整備について、検討を行う必要がある。
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。</p>	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を予定している。</p>	○	名簿の登録情報の更新確認と要配慮者への丁寧な説明及び状況把握を行い要支援者名簿登載を進めていく必要がある。避難支援者がいない要支援者に対する個別計画の策定を推進する必要がある。
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>民生委員に対して要支援者名簿を提供している。</p>	○	具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外の避難支援者への名簿の提供を図る必要がある。
<p><救急医療情報キットの配付></p> <p>災害時要援護者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付については未実施である。</p>	○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。
【消防力の強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>	○	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を図る。	村	
	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	村	避難所看板： 令和2年度 12カ所
○	名簿の登録情報の更新確認と未登録者への丁寧な説明を行い、災害発生時の避難支援を確実にするための名簿の登録を進める。また、名簿の作成により避難支援者がいない要支援者を把握し、個別計画の策定を推進する。	村	
	引き続き、民生委員との連携を図っていく。また、具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外に関係する避難支援者への情報提供を図る。	村	
	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付の検討を進める。	村	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。	県 村 消防本部	
○	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部	
	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	消防本部 村	

リスクシナリオ		
1-3 異常気象等による広域のかつ長期的な生活地域等浸水や河川の大規模氾濫		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 自主防災組織の設立・活性化支援 > 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしょ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。
< 防災訓練の推進 > 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
< 地域防災リーダーの育成 > 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う必要がある。
< 水防災意識社会再構築ビジョンの取り組み > 堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		高瀬川においては「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みにより、減災対策協議会を設立し氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、今後も国・県とともに継続的に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な生活地域等の浸水や河川の大規模氾濫

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。</p> <p>また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会の避難訓練等の支援を行う。</p>	<p>村</p>	
○	<p>地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う。</p>	<p>村</p>	
	<p>高瀬川においては「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国と県と連携して推進する。</p>	<p>国 県 村</p>	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】		
<避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解を促進する必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な住民生活を確保するため、県において砂防堰等の土砂災害対策を実施している。		災害履歴のある箇所を重点的に避難所等を国の防災交付金等を活用し、施設整備を推進する必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期に渡り維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。		既存砂防関係施設において計画的に点検・評価を実施し長寿命化を図っていく必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
<農村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。
<ため池・調整池の防災対策> 大雨や地震等によりため池が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合に、住民の避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図るため、浸水想定区域や避難所等を示したため池ハザードマップを作成し、周知している。		近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、施設管理者へ適切な維持管理を行うよう、指導等を行う必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 令和2年4月現在で12の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため指定避難所及び指定緊急避難場所の確保を図っている。	○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所確保のための取り組みを行っている。 現在、福祉避難所は2ヶ所を指定している。	○	大規模災害が発生した場合でも福祉避難所を開設できるよう、施設福祉避難所の拡大に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法について必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。</p>	村	
	<p>災害履歴のある箇所を重点的に避難所等を国の防災交付金等を活用して施設整備を推進する。</p>	県	
	<p>砂防関係施設長寿命化計画に基づき、施設の機能および性能を維持・確保する。</p>	県	
	<p>治山施設を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p>	県 村	
	<p>施設管理者へ適切な維持管理を行うよう、県と協力しながら指導等を行う。</p>	村	
	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	村	<p>指定避難所： 令和2年度 12箇所</p>
	<p>災害発生時に円滑な福祉難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参画を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。</p> <p>また、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路、避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	村 事業所	<p>福祉避難所： 令和2年度 2ヶ所</p>

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画を作成する必要がある。</p>
<p><都市公園における防災対策></p> <p>都市公園は、村民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所の確保等に対応するため、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	○	<p>都市公園におけるソーラー照明等の設備の導入を検討するとともに、避難路・避難所サインの整備について、検討を行う必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、村内公共施設においてWi-Fiサービスを提供されていない。</p>		<p>他市町村では公共施設のWi-Fiサービスの提供施設も多く見受けられ、村においても早期にWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、避難所看板を12カ所設置している。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を予定している。</p>	○	<p>名簿の登録情報の更新確認と要配慮者への丁寧な説明及び状況把握を行い要支援者名簿登載を進めていく必要がある。</p> <p>避難支援者がいない要支援者に対する個別計画の策定を推進する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>民生委員に対して要支援者名簿を提供している。</p>	○	<p>具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外の避難支援者への名簿の提供を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <p>さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	
	<p>避難場所に指定されている都市公園において、避難誘導を円滑に行うため、ソーラー照明等の導入を図る。</p>	<p>村</p>	
	<p>災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、早期に公共施設へのWi-Fi利用環境の充実を図る。</p>	<p>村 事業者</p>	
	<p>災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、引き続き避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。</p>	<p>村</p>	<p>避難所看板： 令和2年度 12カ所</p>
○	<p>名簿の登録情報の更新確認と未登録者への丁寧な説明を行い、災害発生時の避難支援を確実にを行うための名簿の登録を進める。また、名簿の作成により避難支援者がいない要支援者を把握し、個別計画の策定を推進する。</p>	<p>村</p>	
	<p>引き続き、民生委員との連携を図っていく。また、具体的な地区ごとの避難計画策定に活用できるよう、民生委員以外に関係する避難支援者への情報提供を図る。</p>	<p>村</p>	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><救急医療情報キットの配付></p> <p>災害時要援護者等の救急対策のため、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急医療情報キットの配付については未実施である。</p>	○	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キットの必要性を検討する必要がある。
【消防力の強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>	○	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p><土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発></p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表・配布している。</p>		平時から、災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。
<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。 <p>また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。</p>
<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしよ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害時要援護者等の救急対策のため、救急医療情報キット配付の検討を進める。	村	
	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。	県 村 消防本部	
○	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部	
	災害時に消防団員の安全が確保されるようマニュアルを策定し、災害時における消防団活動の安全の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	消防本部 村	
	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため土砂災害ハザードマップのさらなる周知を図る。	村	
○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。	県 村	
○	地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 村	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 防災訓練の推進 ></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>< 地域防災リーダーの育成 ></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>	○	<p>地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会の避難訓練等の支援を行う。	村	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う。	村	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵、視線誘導標識等の整備を行っている。		路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所があることから、路面凍結箇所と状況を把握し整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、業者間の連携をはかることで効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
【代替交通手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。		災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、より有効な手段により関連事業者と情報共有を図る必要がある。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、村内公共施設においてW i - F i サービスを提供されていない。	○	他市町村では公共施設のW i - F i サービスの提供施設も多く見受けられ、村においても早期にW i - F i 利用環境を充実させる必要がある。
【冬季の防災意識の啓発】		
<冬季の防災意識の啓発> 道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、注意喚起や情報提供を継続して行う必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	冬期間の安全な道路交通確保のため、対策が必要な箇所を把握し、引き続き、防雪柵や雪視線誘導標識等の整備や老朽化対策を実施する。	県 村	
	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、除雪協力業者を確保するとともに、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制の構築に取り組む。	国 県 村	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合、代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者と一層の情報共有を図る。	県 村	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、早期に公共施設へのWi-Fi利用環境の充実を図る。	村 事業者	
	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報誌やホームページによる注意喚起を継続するとともに、住民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	村	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること		
リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
< 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 >		
災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
< 住民等への情報伝達手段の多様化 >		
住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、防災メール、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	○	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせていく必要がある。
< 情報通信利用環境の強化 >		
災害発生時における情報通信利用環境として、村内公共施設においてWi-Fiサービスを提供されていない。	○	他市町村では公共施設のWi-Fiサービスの提供施設も多く見受けられ、村においても早期にWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。
< 避難行動要支援者等に対する避難情報伝達 >		
避難行動要支援者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、村ホームページ及び村広報紙に防災メールへの登録方法等を周知している。	○	避難行動要支援者等は外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が確実に伝達されるよう伝達手段や体制を検討する必要がある。
< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 >		
外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、村が管理する施設等よりSNS等を用いた外国語による情報提供を行っている。	○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 防災意識の啓発 >		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしょ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。
< 防災情報の入手に関する普及啓発 >		
災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるように、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや防災訓練等を通じて普及啓発を行っている。	○	災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるように、防災教育を通じた更なる啓発を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に村による訓練等を実施していく。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、早期に公共施設へのWi-Fi利用環境の充実を図る。</p>	<p>村 事業者</p>	
	<p>避難行動要支援者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制の構築を進める。</p>	<p>村</p>	
	<p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報入手の方法や充電対策等について、ホームページ防災訓練を通じて普及啓発を行う。</p>	<p>県 村</p>	

リスクシナリオ		
1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
< 防災教育の推進 > 防災パンフレット等を随時配布し、防災教育を行っている。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を執れるかが重要であることから、児童生徒への更なる防災教育の充実を図ることが必要である。
< 学校防災体制の確立 > 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	各学校に応じて、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、防災教育の普及啓発の充実を図る。	村	
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	県 村	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。 また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 さらに、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を事業者と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。		公的備蓄の整備を進めるため、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画に基づき、計画的に備蓄を進めるとともに、民間事業者と食料供給に関する協定締結をさらに推進する必要がある。また、住民へは大規模災害時の備蓄食料の啓発を一層行い、非常時の持ち出し品準備に努めさせる必要がある。
<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と村の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに毎年度当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロック及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に村の要請による優先供給を図っている。		災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。		災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入れが必要となり、配慮が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。</p> <p>また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び、村の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	県 村	
	<p>災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。</p>	県 村	
	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	県 村	
	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	村	
○	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	村	

リスクシナリオ		
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 救援物資の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>		<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<p>< 要配慮者（難病疾患等）への支援 ></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用する難病患者や小児慢性特定疾患等が、災害発生時も継続治療が可能となるよう患者の動向把握に努めるとともに、患者・家族に対し停電時における予備電源の確保や停電が長期に渡る場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		<p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、在宅で人工呼吸器等をしようとする患者が停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。また、透析患者については透析治療が維持できるよう受け入れ可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築する必要がある。</p>
<p>< 災害用医薬品等の確保 ></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
【防災拠点の整備】		
<p>< 防災拠点の整備 ></p> <p>大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、大規模災害時における即応力の強化を図っている。</p>		<p>近年集中豪雨が局地化・激甚化の傾向を踏まえ、既存施設を活用して大規模災害時における即応力を強化するほか、寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。</p>
【水道施設の防災対策】		
<p>< 水道施設の耐震化・老朽化対策 ></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>		<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p>< 応急給水資機材の整備 ></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>
<p>< 水道施設の応急対策 ></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>		<p>災害時に水道施設等へ被害が生じた場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	村	
	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し停電時における予備電源の確保及び必要な助言を継続する。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。	村	
	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。	県 事業者 村	
	大規模災害発生時における広域的な防災拠点として、避難者の受入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積の場所、備蓄倉庫等として活用を図る。	村	
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	配水管路のL2耐震化率： 令和2年度 0.1% 令和7年度0.15%
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	非常用給水袋の備蓄： 令和2年度 200枚 令和7年度1,000枚
	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道企業団	応急復旧資材の計画備蓄量に対する備蓄率： 令和2年度 0.8% 令和7年度 1.0%

リスクシナリオ		
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	○	災害発生時における海路を利用した輸送確保に向けて、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の再生利用の取り組みを支援している。 漁業については、主力魚種であるホタテ、ナマコの水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。また、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。		災害発生時に安定した農産物供給ができるよう平時より生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 漁業については水揚量の増加に取り組むことに加え、水産資源の安定化を図る必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。		安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	災害発生時の海路による輸送確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 村	
	農業については災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。 漁業については、水揚量の増加に取り組むことに加え、水産資源の安定化を図る。	村	
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	村	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
< 集落の孤立防止対策 >		
<p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取り組みを県と一体となって推進している。</p> <p>この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>		<p>近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。</p>
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
< 孤立集落発生時の支援体制の確保 >		
<p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。</p>		<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>
【代替輸送手段の確保】		
< 代替交通手段の確保 >		
<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。</p>	○	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、より有効な手段により関連事業者と情報共有を図る必要がある。</p>
< 代替輸送手段の確保 >		
<p>海に面する当村の立地特性を生かし、災害発生時には漁港を利用した輸送確保を検討している。また、県においても漁港施設の利活用について検討を行っている。</p>		<p>大規模災害時において陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、漁港施設の老朽化対策・機能強化策が必要である。</p>
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
< 防災ヘリコプターの連絡体制の確立 >		
<p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受け入れ態勢に係るマニュアルを作成し体制を整えている。</p>		<p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため引き続き統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
< 情報通信利用環境の強化 >		
<p>災害発生時における情報通信利用環境として、村内公共施設においてWi-Fiサービスを提供されていない。</p>	○	<p>他市町村では公共施設のWi-Fiサービスの提供施設も多く見受けられ、村においても早期にWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 村	
	県及び町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 村	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合、代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者と一層の情報共有を図る。	県 村	
	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。	県 村	
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県	
	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、早期に公共施設へのWi-Fi利用環境の充実を図る。	村 事業者	

リスクシナリオ		
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険個所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 村</p>	
	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	<p>村</p>	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。	○	定期的な点検や適切な修繕で維持管理に努める必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。		災害対策本部は災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との調整など応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定中である。		北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
<災害発生時の医療従事者確保に係る連携体制の確保> 村内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。		災害発生時の医療提供体制確保のため県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加により、県や関係機関との連携を高める必要がある。
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練行っていたが、近年では実施がなされていない。		近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練の再開、内容の見直し等を図っていく必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を行っている。		職員のスキル維持・向上を図るとともに防災関係機関との連携を構築するため、継続的に図上訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	引き続き庁舎等の長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	村	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	村	
	災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、受援計画の策定を行う。また、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 村	
	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 村 連携村村	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	村 消防本部 水道企業団	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	村	

リスクシナリオ		
2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【救急・救助活動等の体制強化】		
<救急・救助活動等の体制強化> 災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。 救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、引き続き救急救命士の再教育を進める必要がある。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。	○	近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要となり、配慮が必要である。
<救援物資の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の救急体制の更なる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p>	<p>消防本部 村</p>	
	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	
○	<p>引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	
○	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	<p>村</p>	
○	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。</p>	<p>村</p>	

リスクシナリオ		
2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 自主防災組織の設立・活性化支援 > 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報ろっかしょ」や村ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。
< 防災訓練の推進 > 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
< 地域防災リーダーの育成 > 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組みを実施する。</p> <p>また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>地域住民の防災意識を高めるために県と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。</p>	<p>県 村</p>	
○	<p>引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災会の避難訓練等の支援を行う。</p>	<p>村</p>	
○	<p>地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講支援等を行う。</p>	<p>村</p>	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】		
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と村の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに毎年度当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<緊急車両等への燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し災害時に備えた石油燃料の備蓄と村の要請による優先供給を図っている。また県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<医療施設の燃料等確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時において、燃料の優先供給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害発生時において協定に基づき円滑に必要な石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>村</p>	
	<p>不測の事態に備え、近隣町村の石油商業組合への依頼や県内外の備蓄在庫のある業者からの調達等も視野に、調達先のリスト化など、燃料確保のための取り組みを進める。</p>	<p>県</p>	
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 村</p>	
	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 村</p>	

リスクシナリオ		
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。</p>	○	<p>必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		
<防災拠点の整備> 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、大規模災害時における即応力の強化を図っている。	○	近年集中豪雨が局地化・激甚化の傾向を踏まえ、既存施設を活用して大規模災害時における即応力を強化するほか、寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
<観光客等に対する広域避難の強化> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		外国人を含む観光客等に対する避難誘導を強化するため、その他の避難誘導方法について検討を行う。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。 また、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 さらに、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を事業者と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	○	公的備蓄の整備を進めるため、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画に基づき、計画的に備蓄を進めるとともに、民間事業者と食料供給に関する協定締結をさらに推進する必要がある。また、住民へは大規模災害時の備蓄食料の啓発を一層行い、非常時の持ち出し品準備に努めさせる必要がある。
<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入れが必要となり、配慮が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害発生時における広域的な防災拠点として、避難者の受入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積の場所、備蓄倉庫等として活用を図る。	村	
	災害発生時に村の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県 村	
○	食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び、村の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 村	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	非常用給水袋の備蓄： 令和2年度 200枚 令和7年度1,000枚
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村	

リスクシナリオ		
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 救援物資の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。
【防災情報提供体制の強化】		
<p>< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ></p> <p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、村が管理する施設等よりSNS等を用いた外国語による情報提供を行っている。</p>	○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う必要がある。
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
<p>< 代替バスによる帰宅困難者の輸送 ></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っている。</p>		災害発生時等の交通手段確保のため、引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有、連携体制の維持が必要である。人員輸送についても今後対応を検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	村	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う。	県 村	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を実施するほか、バス路線維持に係る補助、災害発生時における人員輸送についてもバス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<医療施設の耐震化> 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の医療施設の耐震化を推進している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、施設耐震化を促す必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、施設耐震化を促す必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連絡体制の確立> 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受け入れ態勢に係るマニュアルを作成し体制を整えている。	○	防災関係機関相互の連携体制を確立するため引き続き統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制> 災害発生時において医療施設としての適切な医療行為を確保するため、医療施設災害対策マニュアルBCP（事業継続計画）を作成し対応を検討する必要がある。		関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。 また、大規模災害が発生した際は村の救護班のみでは不足が予想されることから、引き続き公的医療機関や医師会と連携を図る必要がある。
<災害発生時の医療従事者確保に係る連携体制の確保> 村内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。	○	災害発生時の医療提供体制確保のため県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加により、県や関係機関との連携を高める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県 村	
	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 村 社会福祉法人等	
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県	
	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、マニュアルの見直しを進める。 また、大規模災害発生時に村の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的な医療機関や医師会との連携体制を強化する。	病院 村	
	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 村 連携村村	

リスクシナリオ		
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【要配慮者への支援等】		
<要配慮者等への支援> 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障害者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また避難所等における要配慮者支援の重要性について市町村に対する研修や会議を通じて啓発している。 村では県が進めるDCATの派遣体制整備に向けて協力をを行っている。		県では避難所での福祉ニーズの把握や生活環境に配慮した対応等ができるようDCATチーム員を要請するとともに県外から派遣があった場合の受け入れ体制を整備する必要がある。
<男女のニーズの違いに配慮した支援> 男女のニーズの違いに配慮した取り組みは現在行われていない。		男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、地域住民や避難所となる町内会、自主防災会の参加のもと実施している避難所設置訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れていく。
<児童生徒の心のサポート> 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。		スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、村が管理する施設等よりSNS等を用いた外国語による情報提供を行っている。	○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、福祉支援チーム(DCAT)養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。	県 村	
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを作成し、そのシナリオに基づいた避難所運営訓練等を実施していく。	村	
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 村	
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、その他の情報提供方法について検討を行う。	県 村	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること		
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】		
<避難所における良好な生活環境の確保> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、村では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。
<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害時における死者について、早期に埋火葬する必要があることから、その一時保管場所について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。		災害発生時に起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。
【下水道施設等の機能確保】		
<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために下水道施設のストックマネジメント計画及び実施計画に基づき老朽化対策に取り組んでいる。		スtockマネジメント計画に基づき、今後も適切な施設更新に努める必要がある。
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。また、農業集落排水施設の最適整備構想を策定し、老朽化対策に取り組んでいる。		農業集落排水施設の耐震化・老朽化を図るため、今後も最適整備構想に基づき、適切な施設の老朽化対策に努める必要がある。
<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が村民生活にとって重要なライフラインのひとつであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画の改定・拡充を検討している。		各地で発生する災害の教訓や事例、訓練での反省点を参考として業務継続計画の改定・拡充に取り組む必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制を強化する。また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえた村の備蓄計画を策定し、公的備蓄を推進する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。</p>	<p>村</p>	<p>健全度1の施設数： 令和2年度 0点 令和7年度 0点</p>
	<p>引き続き、最適整備構想に基づき、適切な老朽化対策をに取り組む。</p>	<p>村</p>	<p>設備故障による汚水処理機能停止回数： 令和2年度 0回 令和7年度 0回</p>
	<p>毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の改定・拡充を行う。</p>	<p>村</p>	<p>下水道BCPに基づく訓練実施： 令和2年度 1回 令和7年度 1回</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
< 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策 > 村有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、六ヶ所村公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化の取り組みを進めている。	○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識取得を図る必要がある。 さらに公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを推進する必要がある。
< 庁舎等の耐震化・老朽化対策 > 災害発生時に防災拠点となる庁舎等の耐震化は完了している。	○	定期的な点検や適切な修繕で維持管理に努める必要がある。
< 代替庁舎の確保 > 大規模災害により本庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、BCPにおいて大石総合運動公園、千歳平地区公民館を防災拠点として位置付けている。		大規模災害の長期化等、複数の施設確保が必要となる場合も想定されるため、引き続き代替防災拠点の確保に努める必要がある。
< 行政施設の非常用電源の整備 > 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。		非常用電源設備の適切な維持管理に努める必要がある。
【行政情報連絡体制の強化】		
< 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 > 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	○	県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
< 行政情報通信基盤の耐災害性の強化 > 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置している電算室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。
< 行政情報の災害対策 > 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、自庁においてバックアップデータを保管している。		大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止する必要があることから、基幹系及び情報系のクラウド化を進め、遠隔地へのバックアップを実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを全庁的に推進する。</p>	村	
	<p>引き続き庁舎等の長寿命化を進めるとともに、庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。</p>	村	
	<p>代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。</p>	村	
	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。</p>	村	
	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 村	
	<p>災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。</p>	村	
	<p>災害発生等による行政データの保全のため、情報システムの最適化について検討の上、基幹系及び情報系のクラウド化を進め、遠隔地へのバックアップを実施する。</p>	村	

リスクシナリオ		
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政機関の業務継続計画の策定】		
<業務継続計画の策定> 災害時に利用できる人、物、情報等制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「六ヶ所村業務継続計画（BCP）」を策定している。		近年の災害事例を踏まえ、地震のみならず自然災害一般を危機対象とした計画に見直しする必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協体制度を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。	○	災害対策本部は災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との調整など応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】		
<広域連携体制の構築（県内）> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救済等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。
<広域連携体制の構築（県外）> 現在遠方に所在する地方公共団体との市町村相互応援協定は締結していない。		近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災害が広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を越えた広域連携の体制を整備しておく必要がある。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入れが必要となり、配慮が必要である。
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練行っていたが、近年では実施がなされていない。	○	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練の再開、内容の見直し等を行う必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を行っている。	○	職員のスキル維持・向上を図るとともに防災関係機関との連携を構築するため、継続的に図上訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	近年の災害事例を踏まえ、自然災害一般を危機対象とし、危機事象の被害を想定した業務継続計画へ見直しを図る。	村	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	村	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・養成等の手順や手続き等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県市	
○	災害時に迅速に応援を要請できるよう、県境を越えた広域連携の体制を整備する。	市 連携村村	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	村 消防本部 水道企業団	
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	村	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること		
リスクシナリオ		
3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<p><電気通信事業者・放送事業者の災害対策></p> <p>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。</p>		<p>災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練行っていたが、近年では実施がなされていない。</p>	○	<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練の再開、内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
【電力の供給停止対策】		
<p><エネルギー供給事業者の災害対策></p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と村で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p>		<p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
<p><行政施設の非常用電源の整備></p> <p>庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	○	<p>非常用電源設備の適切な維持管理に努める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	
	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市町村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。</p>	<p>村 消防本部 水道企業団</p>	
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	
	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を実施する。</p>	<p>村</p>	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害時等に経済活動が停滞しないよう業務継続計画の有効性について、普及啓発を行っている。		県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について引き続き普及啓発を図る必要がある。
【被災企業の金融支援】		
<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」の利用を薦めている。 また、信用保証協会の融資制度「セーフティネット」の利用を薦めている。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図り、都度紹介、推進していく必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	○	災害発生時における海路を利用した輸送確保に向けて、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 機能不全による被害発生防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 村	
	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、信用保証協会の「セーフティネット」の活用を促進していく。また、被災証明書発行における初動体制を整備する。	県 村	
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	災害発生時の海路による輸送確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 村	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ		
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と村で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と村の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに毎年度当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策> 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練等の実施に努めている。	○	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 村 事業者</p>	
	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 村</p>	
	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	<p>村</p>	
	<p>石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める。</p>	<p>県 村 事業者</p>	

リスクシナリオ		
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<p><企業の業務継続計画策定の促進></p> <p>災害時等に経済活動が停滞しないよう業務継続計画の有効性について、普及啓発を行っている。</p>	○	<p>県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について引き続き普及啓発を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 村	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ 4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<p><石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策></p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練等の実施に努めている。</p>	○	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと
 リスクシナリオ 4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める。	県 村 事業者	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ		
4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。</p>	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。</p>	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
<p><幹線道路の整備></p> <p>都市計画道路は未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線街路の整備を推進している。</p>	○	市街地において災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、国・県と連携を図りながら、幹線道路の整備を実施する必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
<p><漁港施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	○	災害発生時における海路を利用した輸送確保に向けて、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<p><農林水産業施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施している。</p>	○	引き続き、県と連携し、安全性を強化・確保するため、定期的な修繕や維持管理に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	市街地において災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、幹線道路の整備を実施する。また、まちづくりとの連携や実現性を考慮した段階的な整備方策の検討を行う。	国 県 村	
	災害発生時の海路による輸送確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 村	
	機能不全による被害発生の防止を図るため、耐震化・長寿命化を進めるとともに、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	県 村	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
リスクシナリオ		
4-5 食料等の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。		大規模災害発生時に農業者・漁業者が農業用施設等を再建しやすい緊急的支援制度の確立が必要である。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、耕作放棄地の再生利用の取り組みを支援している。 漁業については、主力魚種であるホタテ、ナマコの水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。また、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。	○	災害発生時に安定した農産物供給ができるよう平時より生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 漁業については水揚量の増加に取り組むことに加え、水産資源の安定化を図る必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
<多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		農業者・漁業者がより付加価値の高い生産に取り組めるよう加工施設の整備や経済的支援が必要である。
<農業の担い手育成・確保> 当村の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。		当村の安全・安心な農産物を供給していくためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現在では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当村の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		当村の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-5 食料等の安定供給の停滞

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、緊急的支援制度の確立を図る。	県 村	
	農業については災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る。 漁業については、水揚量の増加に取り組むことに加え、水産資源の安定化を図る。	村	
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	村	
	安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農産物・水産物のブランド化の推進や、加工施設の整備、経済的支援に取り組む。	村	
	当村の農業を維持・発展させ農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	県 村	
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	県 村 連携村村	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と村で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と村の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに毎年度当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部横浜ブロック及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に村の要請による優先供給を図っている。	○	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策> 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練等の実施に努めている。	○	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】		
<再生可能エネルギーの導入> 村公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。		地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害時等に経済活動が停滞しないよう業務継続計画の有効性について、普及啓発を行っている。	○	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について引き続き普及啓発を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 村 事業者	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 村	
	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	村	
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き県及び関係機関と連携し防災対策に努める。	県 村 事業者	
	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進していく。また、公共施設のほか、家庭や事業所での太陽光発電設備等の普及促進に努める。	村 事業者	
	県及び商工関係団体と連携し業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	県 村	

リスクシナリオ		
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険個所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 村</p>	
	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 村</p>	
	<p>農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	<p>村</p>	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	○	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	○	災害時に水道施設等へ被害が生じた場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定を検討している。		各地で発生する災害を教訓・事例にして早期に業務継続計画策定に取り組む。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	配水管路のL2耐震化率： 令和2年度 0.1% 令和7年度0.15%
	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道企業団	応急復旧資材の計画備蓄量に対する備蓄率： 令和2年度 0.8% 令和7年度 1.0%
	災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を行う。また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜、計画の見直しを行う。	水道企業団	配水管路のL2耐震化率： 令和2年度 0.1% 令和7年度0.15%

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】		
<下水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために下水道施設のストックマネジメント計画及び実施計画に基づき老朽化対策に取り組んでいる。	○	スtockマネジメント計画に基づき、今後も適切な施設更新に努める必要がある。
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。また、農業集落排水施設の最適整備構想を策定し、老朽化対策に取り組んでいる。	○	農業集落排水施設の耐震化・老朽化を図るため、今後も最適整備構想に基づき、適切な施設の老朽化対策に努める必要がある。
<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が村民生活にとって重要なライフラインのひとつであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画の改定・拡充を検討している。	○	各地で発生する災害の教訓や事例、訓練での反省点を参考として業務継続計画の改定・拡充に取り組む必要がある。
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における汚水処理機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えている。		災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を改定・拡充に取り組む必要がある。
<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量及び調達方法を予め定めておく必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や農業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や村ホームページにより当該制度の周知に努めている。		整備が進まない合併処理浄化槽の普及を促進する。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	村	健全度1の施設数： 令和2年度 0点 令和7年度 0点
	引き続き、最適整備構想に基づき、適切な老朽化対策をに取り組む。	村	設備故障による汚水処理機能停止回数： 令和2年度 0回 令和7年度 0回
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の改定・拡充を行う。	村	下水道BCPに基づく訓練実施： 令和2年度 1回 令和7年度 1回
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の改定・拡充を行う。	村	設備故障による汚水処理機能停止回数： 令和2年度 0回 令和7年度 0回
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における簡易トイレ、携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	県 村	
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、合併処理浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 村	汚水処理人口普及率： 令和2年度 0.905% 令和7年度 0.93%

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
【公共交通・広域交通の機能確保】		
<平時からの地域公共交通の確保> 公共施設・医療機関等へのアクセス環境が向上するよう、交通手段の確保を図っている。 広域バス路線の維持に向けて、国・県・関係市町村と連携して取り組んでいる。		持続可能な交通手段の確保のため、村で運行しているバスの統合等、総合的な公共交通のあり方を考えていく必要がある。
<広域交通の確保> 災害発生時に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のための情報共有は図っていない。		災害発生時に地域公共交通網が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、交通事業者との情報共有体制を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
 リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、隣接市町村との連携を図りながら、路線の維持存続のため、一層の利用促進を図る必要がある。また、持続可能な交通手段の確保のため、村で運営しているバスの統合等、総合的な公共交通について検討する。	村 連携村村	
	災害発生時に地域公共交通網が分断された場合に、円滑に広域交通が確保されるよう、交通事業者との情報共有体制を検討する。	村	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ		
6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【ため池・ダム等の防災対策】		
<ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施し、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	○	「青森県ため池安全・安心力アップ中期プラン」に基づき県と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。
<ため池・調整池の防災対策> 大雨や地震等によりため池が決壊しそうになるなど危険な状態になった場合に、住民の避難や危険回避行動を支援し、被害の未然防止や軽減を図るため、浸水想定区域や避難所等を示したため池ハザードマップを作成し、周知している。	○	近年、集中豪雨や局地的大雨による災害が頻発していることから、住民の安全を確保するため、施設管理者へ適切な維持管理を行うよう、指導等を行う必要がある。
【防災施設の機能維持】		
<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な住民生活を確保するため、県において砂防堰等の土砂災害対策を実施している。	○	災害履歴のある箇所を重点的に避難所等を国の防災交付金等を活用し、施設整備を推進する必要がある。
<農村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	○	治山施設や地滑り防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、県と連携を図りながら、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。	県 村	
	施設管理者へ適切な維持管理を行うよう、県と協力しながら指導等を行う。	村	
	災害履歴のある箇所を重点的に避難所等を国の防災交付金等を活用して施設整備を推進する。	県	
	治山施設を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。	県 村	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ		
6-2 有害物質の大規模流出・拡散		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<有害物質の流出・拡散防止対策>		
<p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策>		
<p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>		<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
<毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策>		
<p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>		<p>引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。</p>
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策>		
<p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>		<p>有害な産業廃棄物が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>
<大気中への有害物質の飛散防止対策>		
<p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>		<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
<有害物質流出時の処理体制の構築>		
<p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。</p>
<有害物質の大規模流出・拡散対応>		
<p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出勤し、対応している。</p>		<p>有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出・拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	県 村 消防本部 事業者	
	災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	県 村	
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。	県 事業者 村	
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、適正保管や早期処分について普及啓発等を進める。 また、有害な産業廃棄物の優先的な回収、適正保管や早期処分のための体制を整備する。	村	
	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 村	
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 村	
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備等、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 村 消防本部	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ		
6-3 原子力施設からの放射性物質の放出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【放射性物質の放出による被曝防止対策】		
<p><原子力施設の安全対策></p> <p>国・県及び立地村の対応を踏まえつつ、村として節目節目において地域防災計画（原子力災害対策編）の検証・見直しを行っている。</p> <p>また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、村内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。</p>		<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う必要がある。</p> <p>今後は、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行っていく。</p> <p>また、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。</p>
<p><原子力施設に係る環境放射線モニタリング></p> <p>県において環境放射線モニタリング基本計画が策定されており、モニタリングを実施した結果については専門家による評価を受け、広く県民に公表されている。</p>		<p>村民の健康と安全を守るため、公表されるモニタリング結果から、環境への影響を定期的に把握する必要がある。</p>
<p><原子力災害時の防災対策></p> <p>原子力災害時の防災対策について、国・県及び立地村の対応を踏まえつつ、村として節目節目において地域防災計画（原子力災害対策編）の検証・見直しを行っている。</p> <p>また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、村内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。</p>		<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う必要がある。</p> <p>今後は、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行っていく。</p> <p>また、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。</p>
<p><原子力施設の安全性検証></p> <p>原子力施設の安全性等について、国・県及び事業者の対応を踏まえつつ、村民の安全・安心に重点をおいた対応を行う観点から、村として節目節目において検証・見直しを行っている。</p>		<p>原子力施設の安全性については、国による新規規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>
<p><空間放射線量測定器の整備></p> <p>村内の安全性を確認するため、空間放射線量測定器を保有している。</p>		<p>今後も、県と協議のうえ、必要に応じて空間放射線量測定器の整備・更新を行っていく。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う。</p> <p>また、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行い、原子力防災に係る基本的な知識を習得のため、より実践的な原子力防災訓練を実施する。</p>	<p>県</p>	
	<p>環境モニタリングの結果について、情報を定期的に確認し、環境への影響を調査していく。</p>	<p>県</p>	
	<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う。</p> <p>また、国・県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行い、原子力防災に係る基本的な知識を習得のため、より実践的な原子力防災訓練を実施する。</p>	<p>県</p>	
	<p>事業者の対策や国の対応について各界各層の意見を踏まえつつ安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。</p>	<p>県</p>	
	<p>測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化を図るとともに、機器の保守点検。更新を行う。</p>	<p>村</p>	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ		
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取り組みを支援している。		貸し手となる土地所有者に対し、農地中間管理事業制度の内容等について、さらなる周知活動を実施する必要がある。
<農地の生産基盤の整備促進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		耕作放棄地の農地への復元や荒廃農地の発生抑制に向けた支援を引き続き実施する必要がある。
<農産物生産等に必要施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	○	安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、さらなる造林や間伐の実施が必要である。
【農山村地域における防災対策】		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと
 リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 村	
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 村	
	安定した農業生産を確保するため、引き続きパイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。	村	
	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、徐間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。	県 村	
	荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、定期的な点検等を実施し、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて改良や老朽化対策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 村	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと		
リスクシナリオ 6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
<p><安全・安心な生産・流通システムの構築></p> <p>生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。</p>		<p>食品トレーサビリティについて、取り組みの必要性や具体的内容が浸透していないため、周知を図る必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時の風評被害の防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物・水産物の認知度向上を図る。	村 事業者	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ		
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<災害廃棄物処理計画の策定> 近年、各地で多発する地震や豪雨等の災害が発生している状況や、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定を進める予定としている。		国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や六ヶ所村地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物等の処理において、自治体間の包括協定として青森県市町村の相互応援協定を締結している。		広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、平時から関係市町村や関係団体、関係機関等と連携を強化する必要がある。
<家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策> 村の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害じん大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。		災害発生時に、家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、平時の備えとして、関係事業者や関係団体との連携を推進する必要がある。
<農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協等の関係機関との連携を図っている。また、処理費用の一部を補助している。		災害発生時においても農業資材等の廃棄物が適正に処理される必要があることから、平時から関係機関との連携を強化する必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。	○	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、計画策定後には災害廃棄物処理対策について地域で取り組み、教育訓練等を通じた人材育成にも努め、必要に応じて見直しや修正を行うことで処理計画の実効性を高める。</p>	村	
	<p>災害発生時において各種協定に基づく協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係団体間の情報共有を図るとともに、随時連絡体制等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を強化する。</p>	村	
	<p>災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するための具体的な行動及び実務を明記したマニュアル等を策定し、関係団体との連携を図る。</p>	村	
	<p>災害発生時における農業資材等の廃棄物の円滑な処理に向けて、関係団体との情報共有や、連絡体制の構築など、連携体制の強化を図る。</p>	村	
	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	県 村	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-2 道路開通作業等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害ボランティア受入体制等の構築】		
<災害ボランティア受入体制の構築> 災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築する取り組みは行われていない。		防災ボランティアの受入体制の構築をするため、防災担当と連携し、防災ボランティアセンターの設置・運営を検討する必要がある。
<災害ボランティアコーディネーターの育成> 災害発生時における、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う防災ボランティアコーディネーターの育成の取り組みは行われていない。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動ができるように防災に関する研修会などに参加し、人材の育成強化を図る必要がある。
【災害応援の受入体制の構築】		
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入れが必要となり、配慮が必要である。
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
<農業の担い手育成・確保> 当村の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。	○	当村の安全・安心な農産物を供給していくためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現在では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当村の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。	○	当村の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
【地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを継続していく必要がある。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化させる必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路開通作業等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	防災ボランティアの受入体制を整備し、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、防災ボランティアセンターの設置・運営について検討する。	村 社会福祉協議会	
	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、村と社会福祉協議会の連携による研修会の実施についても検討する。	村	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	村	
	当村の農業を維持・発展させ農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	県 村	
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	県 村 連携村村	
○	自主防災組織の活発化に向けて、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取り組みを実施する。 また、村として自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するとともに、充実強化を図る。	県 村	

リスクシナリオ		
7-2 道路開通作業等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 消防力の強化 ></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>< 消防団の充実 ></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路開通作業等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当該消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取り組みを行う。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	
○	<p>引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>県 村 消防本部</p>	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】		
< 応急仮設住宅の迅速な供給 > 応急仮設住宅建設候補地の選定をして、防災担当課と協議を実施している。		応急仮設住宅の整備に関し、県との連携を図る必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】		
< 地域コミュニティ力の強化 > 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
< 農山漁村の活性化 > 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取り組みを推進している。		取り組みを推進するためには、農山漁村を取り巻く現状と課題の把握が必要である。
< 地域コミュニティを牽引する人材の育成 > 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		地域コミュニティの維持と活性化のため、地域コミュニティの中心となる町内会等の担い手育成に取り組んでいく必要がある。
< 消防団の充実 > 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。	○	近年、消防団員は減少傾向にあることから、地域の消防力確保のため、県及び関係機関と連携し地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、整備マニュアルを作成するとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県 村	太平洋側海溝型地震による被害予測数（1300戸）に対する応急仮設住宅建設の割合： 令和2年度 0% 令和7年度 100%
	地域コミュニティの中心となる町内会の基盤強化・活性化のため、引き続き、自主的・主体的な活動の促進を図る。また、地域おこし協力隊等の外部人材の円滑な受入れと地域コミュニティ力の強化が図られるよう、隊員の定着に向けた生業づくりやコミュニティ形成を支援していく。	村	
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々など、多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	県 村	
	地域コミュニティの中心となる町内会等の基盤強化・活性化のため、引き続き、地域を支える担い手となる人材育成に取り組む。	村	
○	引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 村 消防本部	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること		
リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	○	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行っている。	○	緊急輸送用道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検・改修を実施している。	○	必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう引き続き、定期的な点検等を実施する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、より有効な手段により関連事業者と情報共有を図る必要がある。
<代替輸送手段の確保> 海に面する当村の立地特性を生かし、災害発生時には漁港を利用した輸送確保を検討している。また、県においても漁港施設の利活用について検討を行っている。	○	大規模災害時において陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、漁港施設の老朽化対策・機能強化策が必要である。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 村	
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 村	
	農道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	村	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合、代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者と一層の情報共有を図る。	県 村	
	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。	県 村	

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和3年3月

六ヶ所村 原子力対策課

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475

TEL.0175-72-8132 FAX.0175-72-2603